

栃木県カーボンニュートラル実現条例

概要説明

ニュートラくん
とちぎカーボンニュートラル実現リーダー



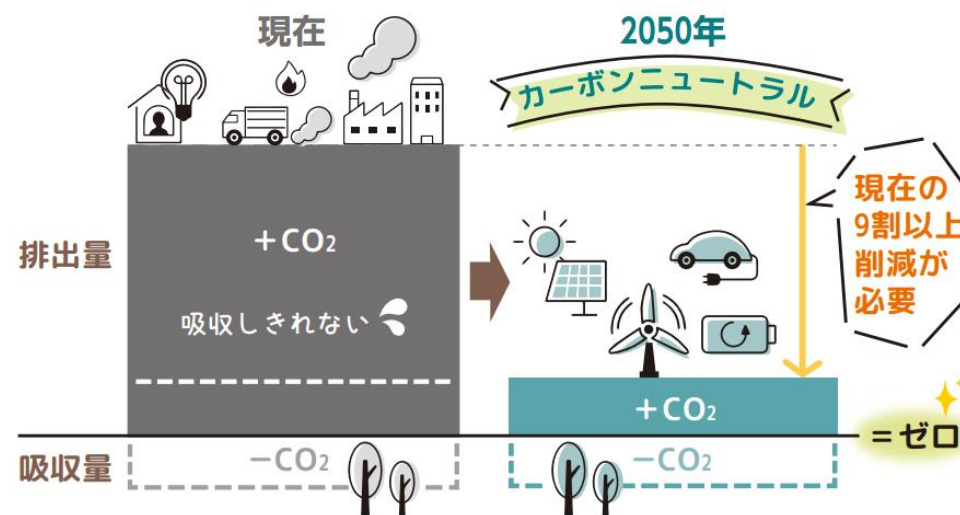
「栃木県カーボンニュートラル実現条例」制定背景

地球温暖化による気候変動の影響は、私たちの生活に及んでいます。
この影響はさらに深刻化すると予測され、地球温暖化を食い止めるには、今、行動を起こす必要があります。
そこで、県は、オールとちぎで取り組んでいく行動などを条例に決めました。

地球温暖化を防ぐには

地球温暖化を食い止めるには、事業活動や日常生活などに伴い排出される温室効果ガスを、森林が吸収できる量まで減らす必要があります。

温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡
= **カーボンニュートラル**



「栃木県カーボンニュートラル実現条例」について

2050年までのカーボンニュートラルの実現を掲げた条例です。

「カーボンニュートラルの実現」を定義し、2050年までの目標達成を基本理念に明示

全国初！

オールとちぎで取り組むための行動指針です。

- 県・事業者・県民といった各主体の責務や、具体的な施策・取組を明示
- 各主体の積極的な取組を促進するため、優れた取組を行った者に対する**顕彰制度**を規定

とちぎゼロカーボン企業表彰

本県の特性を生かした取組を規定しています。

- ものづくり県、木材生産県としての特色ある取組を規定

「栃木県カーボンニュートラル実現条例」の内容

1. 基本理念（第3条）

- 2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、県・事業者・県民が密接に連携すること

2. 責 務（第4～6条）

事業者・県民（第5、6条）

- カーボンニュートラルの実現に関する取組の自主的かつ積極的な実施
- 県等が実施する施策への協力



3. 県の施策（第8～14条）

- 再エネ利用の促進、産業の創出及び育成、吸収量の増加等に関する施策の実施
- 県庁の率先的な取組の実施（県有施設への省エネ導入・再エネ利用、公用車の電動車導入等）
- 環境教育・学習の推進、カーボンニュートラルの実現に関して優れた取組を行った者の顕彰

「栃木県カーボンニュートラル実現条例」の内容

4. 具体的な取組 (第15条～第28条)

温室効果ガスの排出量を減らす取組

事業活動で (第15～18条)

- 温室効果ガスの排出量の見える化
- 排出量がより少ない方法による製品の製造
- 製品製造やサービス提供に伴う排出量の公表

日常生活で (第19～21条)

- 電気・ガスの明細のチェック
(エネルギー使用量の把握)
- 照明のLED化や省エネ家電への交換
- 環境に優しい物品・サービスの選択



建物を建てる時 (第22条)

- 窓や壁の断熱化
- 太陽光発電設備の設置



出かける時 (第23、24条)

- 公共交通機関や自転車の利用
- 電気自動車の選択



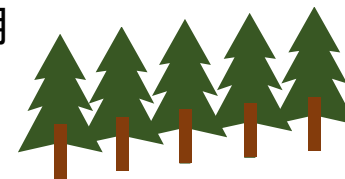
ゴミやフロン類は (第25、26条)

- プラスチックごみのリサイクル
- 代替フロンを使わない製品の選択

温室効果ガスの吸収量を増やす取組

吸収量を増やすために (第27、28条)

- 県産木材の積極的な利用
- 建物や敷地の緑化



カーボンニュートラルの実現に向けて オールとちぎで取り組みましょう

栃木県

ニュートラくん
とちぎカーボンニュートラル実現リーダー

